

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

条 例

- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 福島県只見川流域豪雨災害復興基金条例
- 福島県火災類取締法に係る事務処理の特例に関する条例
- 福島県武器等製造法に係る事務処理の特例に関する条例
- 福島県電気工業業の業務の適正化に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例
- 福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 福島県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 福島県東日本大震災被災児童支援基金条例の一部を改正する条例
- 福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県立看護師養成施設条例を廃止する等の条例
- 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県採石法に係る事務処理の特例に関する条例
- 福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例
- 福島県みつばち転飼条例の一部を改正する条例
- 福島県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県県道の構造の技術的基準を定める条例
- 福島県県道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例
- 福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例
- 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇

福島県条例第百四号

福島県道路の構造の技術的基準を定める条例

(道路計画課)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定、別表九の項の改正規定（「第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「第七条第七号に掲げる施設」に改める部分に限る。）、同表十の項の改正規定（「第七条第八号」を「第七条第九号」に改める部分に限る。）、同表十一の項の改正規定（「第七条第九号」を「第七条第十号」に改める部分に限る。）及び同表十二の項の改正規定（「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第十一号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第六条の規定は、施行日以後の占用料（福島県道路占用料徴収条例第二条第一項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。）に係る延滞金について適用する。

及び自動車駐車場	その他のもの	年	一一を乗じて得た額	一四を乗じて得た額
別表九の項中「第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「第七条第七号に掲げる施設」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一六」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二」に、「〇・〇二」を「〇・〇二」に、「〇・〇二」に、「〇・〇二」に、「〇・〇二」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項の次に次のように加える。	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
九 政令第七号に掲げる施設	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

附 則

別表備考7中「十二の項」を「九の項に掲げる施設のうち政令第七条第六号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの及び十四の項」に改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項に規定する原道の構造の技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分（自転車道を除く。）という。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）という。
- 五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分（副道を除く。）という。
- 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- 七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- 八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- 九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- 十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる带状の道路の部分という。
- 十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる带状の車道の部分という。
- 十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる带状の道路の部分という。
- 十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる带状の中央帯又は路肩の部分という。
- 十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる带状の車道の一部をいう。
- 十五 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分という。
- 十六 有効幅員 歩道及び自転車歩行者道の幅員から、横断歩道若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）、路上施設又は縁石を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

区分	地形	設計基準交通量(単位 一日につき台)
		<p>十七 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。</p> <p>十八 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分等をいう。</p> <p>十九 路上施設 道路の附属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。</p> <p>二十 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。</p> <p>二十一 地方部 都市部以外の地域をいう。</p> <p>二十二 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、道路管理者が定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>二十三 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。</p> <p>二十四 視距 車線(車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。)の中心線上1・2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。</p> <p>(車線等)</p> <p>第三条 車道は、次に掲げる部分を除き、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>一 副道</p> <p>二 停車帯</p> <p>三 交差点</p> <p>四 車両の通行の用に供するため分離帯(中央帯のうち側帯以外の部分をいう。以下同じ。)が切断された車道の部分</p> <p>五 乗合自動車停車所及び非常駐車帯</p> <p>六 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすり付け区間</p> <p>七 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすり付け区間</p> <p>2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。</p>

第一種 第二級	区分	地形	設計基準交通量(単位 一日につき台)
	平地部		一一、〇〇〇

<p>3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。</p> <p>交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>	第一種 第二級	平地部	一四、〇〇〇
	第一種 第三級	平地部	一四、〇〇〇
	第一種 第四級	平地部	一〇、〇〇〇
	第一種 第一級	平地部	一〇、〇〇〇
	第二種 第二級	平地部	九、〇〇〇
	第二種 第三級	平地部	九、〇〇〇
	第二種 第四級	平地部	九、〇〇〇
	第二種 第一級	平地部	九、〇〇〇
	第三種 第二級	平地部	八、〇〇〇
	第三種 第三級	平地部	八、〇〇〇
	第三種 第四級	平地部	八、〇〇〇
	第四種 第一級	山地部	六、〇〇〇
第四種 第二級	山地部	六、〇〇〇	
第四種 第三級	山地部	六、〇〇〇	
第四種 第四級	山地部	六、〇〇〇	

	第四種			第三種			第二種			第一種				
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第四級	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級		
				山地部	山地部	平地部	山地部	平地部			山地部	平地部	山地部	
交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。														
	一〇、〇〇〇													
		一〇、〇〇〇												
			一一、〇〇〇											
				五、〇〇〇										
					六、〇〇〇									
						八、〇〇〇								
							七、〇〇〇							
								九、〇〇〇						
									一七、〇〇〇					
										一八、〇〇〇				
											八、〇〇〇			
												一一、〇〇〇		
												八、〇〇〇		
													一一、〇〇〇	
														九、〇〇〇

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第二種第二級、第三種第二級、第三種第三級、第三種第四級又は第四種第一級の普通道路において交通の状況により必要がある場合は、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては同欄に掲げる値に〇・二五メートルを、第一種第二級、第三種第二級、第三種第三級、第三種第四級又は第四種第一級の普通道路にあつては同欄に掲げる値に〇・七五メートルを加えた値までとし、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路において地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第四種	第一級	第四級	第二種						第一種					
			第三級		第二級		第一級		第四級		第三級			
			小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路		
												区分	車線の幅員(単位:メートル)	
小型道路	普通道路													
														一・七五
														三・二五
														一・七五
														三
														一・七五
														三・二五
														三
														三・二五
														三・五
														三・二五
														三・五
														三・五

三種第三級の普通道路にあつては同欄に掲げる値に〇・七五メートルを加えた値までとし、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路において地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第三種		第二種		第一種		区分	中央帯の幅員(単位メートル)
第二級	第一級	第二級	第一級	第三級	第二級		
一・七五	一	一・七五	一・二五	一・二五	三	四・五	二

- 5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。
- (車線の分離等)
- 第四条 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数(四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする)。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第二級及び第三級	普通道路	小型道路
三	三	二・七五

7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設

第四種		第三種		第二種		第一種		区分	中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第三級	第二級		
		〇・二五			〇・二五		〇・七五	〇・二五	

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第一級	第二級	第三級	第四級	第二級
一					

けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じて、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第五条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じて、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第六条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第三種		第二種		第一種		区分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
	第五級	第二級から第四級まで	普通道路	小型道路	第二級及び第四級		第一級		
					普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	
〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	一	一	一・二五	一	一・二五	一・七五

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第二級及び第三級		第四級		区分	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）	
					普通道路	小型道路
一・二五	二・五	一・二五	二	一・二五	二	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第四種	第三種		第二種		第一種		区分		車道の右側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	第二級		第三級及び第四級		
					普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	
〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・七五	〇・七五	一・二五	一・二五	〇・七五	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあっては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあっては〇・七五メートルまで、第二種(第五級を除く。)の普通道路にあっては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保持するために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

第一種		第二種		区分	路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)
第一級	第二級	第一級	第二級		
〇・七五	〇・七五	〇・五	〇・五	第一種	〇・七五
〇・五	〇・五	〇・五	〇・二五	第二種	〇・五

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

第七条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合には、車道の左端寄り(停車帯)

に停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)
第八条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	三
複線	六

(自転車道)

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、道路構造令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては四メートル以上、その他の道路(第四項の規定により自転車歩行者道の有効幅員を二メートル以上としたものを除く。)にあっては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋等又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、並木を設ける場合にあっては一・五メートル、ベン

チを設ける場合にあっては一メートル、その他の場合には〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 歩行者の交通量が極めて少ない道路にあっては、自転車歩行者道の有効幅員を二メートル以上とすることができる。

5 自転車歩行者道の幅員及び有効幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては三・五メートル以上、その他の道路（第五項の規定により歩道の有効幅員を一・五メートル以上としたものを除く。）にあっては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては二メートル、並木を設ける場合にあっては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあっては一メートル、その他の場合にあっては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩行者の交通量が極めて少ない道路にあっては、歩道の有効幅員を一・五メートル以上とすることができる。

6 歩道の幅員及び有効幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第十二条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員等）

第十三条 積雪地域に存する道路の中央帯及び路肩の幅員並びに自転車歩行者道及び歩

道の幅員又は有効幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第十四条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

第十五条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	
第一種	第二級	一〇〇	八〇
	第三級	八〇	六〇
第二種	第四級	六〇	五〇
	第一級	八〇	六〇
第三種	第二級	六〇	五〇又は四〇
	第三級	六〇	五〇又は四〇
第四種	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇

	第五級	四〇、三〇又は二〇	
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第二級	五〇、四〇又は三〇	二〇
	第四級	四〇、三〇又は二〇	

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十六条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十四条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十七条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇
三〇	三〇	
二〇	一五	

(曲線部の片勾配)

第十八条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じて、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配(単位 パーセント)
	第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地 積雪寒冷の度が甚だしい地域	
第四種	その他の地域		一〇
	その他の地域		八

(曲線部の車線等の拡張)

第十九条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡張するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡張をする場合においては、緩和区間においてすり付けをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすり付けに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すり付けに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。
 (縦断勾配)
 第二十二条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
二〇	二〇
三〇	三〇
四〇	四〇
五〇	五五
六〇	七五
八〇	一一〇
一〇〇	一六〇

(視距等)
 第二十一条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

二〇	二〇
三〇	二五
四〇	三五
五〇	四〇
六〇	五〇
八〇	七〇

第四種	第一種、第二種及び第三種		区分
	普通道路	小型道路	
五〇	六〇	一〇〇	設計速度 (単位 一時間に つきキロメートル)
六〇	七〇	一一〇	縦断勾配(単位 パーセント)
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	
二〇	三〇	四〇	
三〇	四〇	五〇	
四〇	五〇	六〇	
五〇	六〇	七〇	
六〇	七〇	八〇	
八〇	九〇	一〇〇	
一〇〇	一一〇	一二〇	

の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

小型道路					
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇
一一	一一	一〇	九	八	七
					九

(登坂車線)

第二十三条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。
(縦断曲線)

第二十四条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)		縦断曲線の曲線形		縦断曲線の半径 (単位 メートル)	
八〇	一〇〇	凸形曲線	凹形曲線	六、五〇〇	三、〇〇〇
八〇	一〇〇	凸形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇	三、〇〇〇
八〇	一〇〇	凸形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇	二、〇〇〇

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

二〇	三〇	四〇	五〇	六〇
凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線	凸形曲線	凹形曲線
一〇〇	一〇〇	二五〇	二五〇	四〇〇
				一、四〇〇

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)		縦断曲線の長さ (単位 メートル)	
三〇	四〇	凹形曲線	凸形曲線
四〇	五〇	凹形曲線	凸形曲線
五〇	六〇	凹形曲線	凸形曲線
六〇	八〇	凹形曲線	凸形曲線
八〇	一〇〇	凹形曲線	凸形曲線
			七〇
			八五

一〇〇 一〇〇

(舗装)

第二十五条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成十三年国土交通省令第百三十三号)で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上 二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。(合成勾配)

第二十七条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度
(単位 一時間につきキロメートル)

一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	一一・五
四〇	
三〇	
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十八条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十九条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあっては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあっては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあっては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては三メートル、小型道路にあっては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすり付けをするものとする。

(立体交差)

第三十条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

る。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、道路構造令第十二条の規定並びに第三条から第六条まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条から第二十二号まで、第二十四条及び第二十七条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第三十一条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ（線路の最端端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 （単位 一時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
五〇未満	一一〇
五〇以上 七〇未満	一六〇
七〇以上 八〇未満	二〇〇
八〇以上 九〇未満	二二〇

九〇以上
二一六〇

一〇〇未満
二〇〇

一〇〇以上
二〇〇

一一〇未満
二二〇

一一〇以上
二二〇

（待避所）

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

2 道路構造令第三条第二項本文の規定により第三種第三級の道路に区分される平地部の県道であつて、当該県道の交通量の状況その他の特別の理由があるものにおいては、地域の実情に応じ、前項各号に定めるところにより、待避所を設けることができる。

3 前項の規定により待避所を設ける第三種第三級の道路は、第三種第五級とみなしてこの条例の規定（前項の規定を除く。）を適用する。

（交通安全施設）

第三十三条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げる施設を設けるものとする。

一 横断歩道橋等

二 柵

三 照明施設

四 視線誘導標

五 緊急連絡施設

六 駒止

七 道路標識

八 道路情報管理施設（第五号に掲げる施設を除く。）

九 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（凸部、狭さく部等）

第三十四条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第三十五条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十六条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十七条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、次に掲げる施設を設けるものとする。

一 雪覆工

二 流雪溝

三 融雪施設

四 吹きだまり防止施設

五 雪崩防止施設

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十八条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼす恐れがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十九条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係るものを除くほか、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならぬ。

(附帯工事等の特例)

第四十条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、道路構造令第四条及び第十二条の規定並びに第三条から前条までの規定(第

六条、第十五条、第十六条、第二十六条、第二十八条、第三十二条及び第三十七条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより道路構造令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、道路構造令第三条第四項及び第五項、第四条及び第十二条の規定並びに第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第七項第一項、第十第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四條第二項、第二十五条第三項、第二十九条第三項、第三十二条並びに第三十四条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、道路構造令第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第七条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第六条第二項、第七条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十三条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第三十九条第四項

の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、道路構造令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定並びに第三条から第四十一条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十二条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第四十四条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、道路構造令第三条、第四条及び第三十五条第二項から第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定並びに第三条から第四十一条まで及び第四十二条第一項の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設又は改築の事業に着手する県道について適用し、施行日前に新設又は改築の事業に着手した県道については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第八条の規定による改正前の道路構造令の規定の例による。

（道路整備課）

福島県条例第五号

福島県県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第三項に規定する県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）（以下「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和二十五年 総理府 令第三号。以下「標識令」という。）において使用する用語（昭和三十五年 建設省 令第三号。以下「標識令」という。）において使用する用語

の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本標識 標識令別表第二に掲げる案内標識（「柱の規格」及び「国道番号」を除く。以下同じ。）及び警戒標識（「本標識板及び柱の規格」（柱の規格の部分に限る。）を除く。以下同じ。）をいう。

二 補助標識 標識令別表第二に掲げる補助標識（「補助標識板及び柱の規格」（柱の規格の部分に限る。）、「日・時間」、「車両の種類」、「駐車余地」、「駐車時間制限」、「始まり」、「区間内」、「区域内」、「終わり」、「追越し禁止」、「前方優先道路」及び「規制理由」を除く。以下同じ。）をいう。

（道路標識の寸法）

第三条 道路標識の寸法は、次に掲げるものとする。

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）の寸法

ア 標識令別表第二で寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

イ 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（当該自動車専用道路と同法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下単に「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

ウ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。

エ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。

オ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合には、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。

カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」

「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道（120-A）」

を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号」

(118の2) (B・C)

及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に拡大することができる。

ク 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識に

ついては、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名」(119) C) を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。

二 本標識板の文字（数字を含む。イを除き、以下同じ。）及び記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さ

ア 標識令別表第二で文字及び記号の大きさが図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。

イ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識のうち「市町村」、「都府県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点」(114) A)、「主要地点」、「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留所」の文字の大きさは、次の表の上欄に掲げる設計速度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる文字の大きさ（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一倍から一・五倍まで、二倍、二・五倍又は三倍に拡大することができる。

設計速度	文字の大きさ
七〇キロメートル毎時以上	三〇センチメートル
四〇キロメートル毎時、五〇キロメートル毎時又は六〇キロメートル毎時	二〇センチメートル
三〇キロメートル毎時以下	一〇センチメートル

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」

を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

エ 「著名地点」(114) B) を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び方向」、「方面及び方向の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本語の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

カ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項に規定する指定都市高速道路その他これに準じる都市内の自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、經由路線を表示する記号については日本語の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識の縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」(120) B) を表示するものについては九ミリメートル、

「都道府県道番号」(118の2) A)、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番号」(118の2) B・C)及び「道路の

表示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番号」(118の2) B・C)及び「道路の

通称名」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

- 三 警戒標識の縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。
- 三 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法
- ア 標識令別表第二で寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- イ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（道路整備課）

福島県条例第六号

福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 歩道等（第三条―第十条）
- 第三章 立体横断施設（第十一条―第十六条）
- 第四章 乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）
- 第五章 路面電車停留場等（第十九条―第二十一条）
- 第六章 自動車駐車場（第二十二条―第三十二条）
- 第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十三条―第三十七条）
- 附 則
- 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項（第四号及び第十三号に限る。）及び福島県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第百四号。以下「県道構造条例」という。）第二条（第十六号を除く。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

- 一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の道路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げる

おそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

- 二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- 三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第二章 歩道等

（歩道）

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、県道構造条例第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県道構造条例第十条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 かの内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とするものとする。

二 前号の規定にかかわらず、かの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とするものとする。

三 かが及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては八十センチメートル以上とするものとする。

四 かが内に、車椅子使用者が乗降する際にかが及び昇降路の出入口を確認するために鏡を設けること。ただし、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

五 かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込まれていないことにより、かの外からかが内が視覚的に確認できる構造とするものとする。

六 かが内に手すりを設けること。

七 かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 かが内に、かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。

九 かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 かが内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 かが内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とするものとする。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とするものとする。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内にかが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかがの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとするものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメー

トル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び道路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- 七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該道路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- 二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 路面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

- 九 階段の下面と歩道等の路面との間が一・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- 十一 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては一・二メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四章 乗合自動車停留所

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 路面電車停留場等

(乗降場)

第十九条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第二十条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
 - 二 横断勾配は、設けないこと。
- (歩行者の横断の用に供する軌道の部分)
- 第二十一条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第六章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第二十二條 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第二十三條 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第二十四條 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第二十五條 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至

る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十六條 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十七條 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十八條 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十九條 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十五条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第三十條 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十一條 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする

る。

- 一 第二十五条に規定する道路と便所との間の経路における道路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
 - 二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合には、この限りでない。
 - 四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていないことを表示する案内標識を設けること。
 - 五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - 六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 - 2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。
 - 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
 - 三 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
 - 3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。
 - 第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
- 第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等**
(案内標識)
- 第三十三条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。
 - 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
 - (視覚障害者誘導用ブロック)
 - 第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
 - 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
 - 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」と

する。

(道路整備課)

福島県条例第七号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中「一、〇〇〇円」を「五六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一九〇円」を「一二〇円」に、「四八〇円」を「三〇〇円」に、「九五〇円」を「六〇〇円」に、「六〇〇円」を「四二〇円」に、「一、一〇〇円」を「八〇〇円」に、「四四〇円」を「二〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(まちづくり推進課)

福島県条例第八号

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)

第二条第一項に規定する県が設置する都市公園の配置及び規模に関する基準並びに法第四条第一項に規定する当該都市公園に公園施設として設けられる建築物の割合及び同項ただし書に規定する当該割合の特例が認められる範囲を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園をいう。
- 二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。
- 三 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

(都市公園の敷地面積の標準)

第三条 都市公園(国及び市町村が設置した都市公園を含む。)の県民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模)

第四条 県が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として県民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、県民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

二 主として津波の被害を軽減することを目的とする都市公園(以下「防災緑地」という。) その設置目的に応じて防災緑地としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積)

第五条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合(以下「建築面積割合」という。)として条例で定める割合は、百分の二を超えてはならないものとする。

(公園施設の建築面積の特例)

第六条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。)

第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前二項の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県が設置する都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前二項の規定により認められる建築面積割合を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第九号

福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)